

審議事項 1 に関する最近の議論について



文部科学省

第一に、社会教育人材を中核とした社会教育の推進方策についてです。
第12期生涯学習分科会の議論の整理や社会教育人材部会の最終まとめ等を踏まえ、今後の方向性が示された社会教育主事と社会教育士の役割、社会教育人材の質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方について、これらの内容を実効性のあるものとするための具体的方策として、以下の事項などについて御検討をお願いします。

○ 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方

特に、社会教育を通じた地域コミュニティの維持・活性化、社会教育行政と関係機関(関係府省庁、首長部局、高等教育機関、関係団体、民間企業等)との連携促進、社会教育人材ネットワークの構築・活性化、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進の観点から、行政の役割も含め御検討をお願いします。

○ 社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化

特に、社会教育行政の中核として求められる社会教育主事の職務内容の在り方、社会教育士の更なる活躍促進の観点からの御検討をお願いします。

○ 社会教育主事・社会教育士の養成の在り方

特に、異なる役割に応じた養成方法・内容の確立、講習実施機関の拡大、若年層を中心に社会教育への関心や参画を広げるための方策の観点からの御検討をお願いします。

○ 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方



第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)(抜粋)

II. 今後の教育政策に関する基本的な方針

(5つの基本的な方針)

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

(社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成)

○ **社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、地域コミュニティ形成の営み**という性格を強く有している。近年、**防災、福祉、産業振興、文化交流**など、**広義のまちづくり・地域づくりに関する多様な行政分野において、その地域課題の解決に向けて、関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。**これらの政策は地域コミュニティが維持されていてこそ機能するものであり、**社会教育の役割が重要**となる。

○ **地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められる。**こうして形成された地域の人々の関係は**持続的な地域コミュニティの基盤**となり、**ひいては社会全体の基盤**となる。「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることにより、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされる。地域で人と人とのつながりを作り、協調的な幸福感を紡ごうと取り組んでいる人たちが自信と誇りを持つことができるようにしていく必要がある。

(生涯学習社会の実現、障害者の生涯学習の推進)

○ また、障害者の生涯学習機会が不足している状況にあり、機会拡充に向けて一層推進していく必要がある。**国や地方公共団体において、障害者の生涯学習の推進を生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付けるとともに、その担い手の人材育成・確保や理解促進のための取組を促進していくことが求められる。**

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(令和6年6月)(抜粋)

○生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性

生涯学習をめぐる状況と目指すべき姿

(略)また、ウェルビーイングは個人の状態のみならず、個人を取り巻く周囲の他者や暮らしている社会そのものを含めた他者との良好な関係性の構築が必要であることから、**子供や若者、社会人、高齢者、障害者や外国人など、誰もが年齢を問わず学び続け、一人ひとりが求める多様な学びを互いに尊重し合いながら地域社会の担い手を育み、地域コミュニティの基盤を安定させる地域づくりとしての社会教育の振興が重要**である。(略)

デジタル社会への対応

(略)また、**公民館や図書館等の社会教育施設においてデジタル環境を整備し機能強化するとともに、デジタル技術を活用した学びやデジタル社会の諸課題に関する学びを提供し、国民全体の総合的なデジタルリテラシー向上のための取組を充実するとともに、全ての世代のデジタルデバインド(情報格差)の解消を図っていかなければならない。**(略)

社会的包摂への対応

ウェルビーイングの実現のためには一人一人が個性を持ち、自分以外のウェルビーイングにも配慮し多様性を認め合う社会的包摂の精神が重要であるが、**高齢者、障害者、外国人等、社会的に制約のある人に対しても社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠**である。社会的に制約のある人々の学習ニーズを適切に把握しながら、学びやすい環境を整える必要がある。また、そのような人々の主体的な学びへの意欲を向上させることのみならず、学びを提供する役割も担うことにより、地域や社会への貢献への意欲を養う視点も重要である。

第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(令和6年6月)(抜粋)(続き)

○生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性

生涯学習社会を実現するための社会教育人材の在り方について

社会教育は、住民がともに学ぶことを通して、地域づくりを進めるための基盤である。住民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習成果が地域活動に還元されるような循環が生まれることが期待されている。実際、地域住民が地域課題の解決に向けて学びを継続し、住民自治の強化に貢献している例も見られる。こうした活動は、地域コミュニティに着目した様々な分野における地域課題の解決に広がり、社会教育との連携の重要性が指摘されている。また、社会教育の担い手も多様化しており、従来から中心的な担い手である社会教育施設や社会教育関係団体、NPOに加え、民間企業や地方公共団体の首長部局等へと広がっている。

多くの地域が抱える課題、たとえば、深刻な高齢化の進行により地域を担う後継者が不足する中においても、公民館活動への地域住民の参加を促進し、自治体によるコミュニティ施策や地域づくり部局とのタイアップを推進する際や、住民の主体的参画を促し、多世代の協働による地域づくりを実現する際には、社会教育というツールが大変有用である。特に、コロナ禍で地域住民による活動が停滞して孤独・孤立の問題が顕在化し、コミュニティのつながりが脆弱になってきた地域社会において、アフターコロナの今、そのつながりづくりのために社会教育の重要性が認識される追い風になっている側面もある。

一方で、社会教育は、歴史的に見れば立場の弱い人などに対して学習機会を提供する役割も果たしてきた。このことは近年の社会情勢において、一層重要になってきている。たとえば、全ての人の生活を支える可能性を持つデジタルリテラシーの学習機会を公民館で提供することにより、オンラインでの学習やSNSでのつながりづくりなどを可能にし、デジタルのネットワークだけでなく仲間や地域とリアルに繋がる場を提供する役割を果たしている。その中で、社会教育主事や社会教育士、社会教育施設の職員等のコーディネートにより、不登校等課題のある児童生徒、高齢者・障害者・外国人等の個々のニーズに応じた生活に必要な学びや多世代交流の学びを支援することもできる。その際、一人一人の多様な特性や自由な学習ニーズを尊重し、互いに認め合う関係性を築きながら、学びの支援を通じて学習者の地域社会の一員としての尊厳を確かなものにしていくアプローチが求められる。このように、**共生社会の実現を目指す上で、社会的に弱い立場にある人々を含めて、誰一人として取り残すことのない社会的包摂の実現の観点からも、社会教育の振興に貢献する社会教育人材は重要**である。

社会教育行政は、生涯学習社会の構築に向けて中核的な役割を果たすことが期待される。さらに、**学校教育をはじめ、首長部局、民間の活動等との幅広い連携の下に、人々の生涯にわたる自主的な学習活動の支援に努めるとともに、地域コミュニティの基盤を支え、社会的包摂を実現していく**必要があり、その中心的な担い手として社会教育人材には大きな役割が期待される。

社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)(令和6年6月中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会)(抜粋)

2. 社会教育人材を取り巻く状況と社会教育人材が果たす役割への期待

(1) 社会教育の裾野の拡大

(略)社会教育は、住民がともに学ぶことを通して、地域づくりを進めるための基盤であるという性格を強く有している。そのため、住民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となり、その学習の成果が地域における活動に還元されるような循環が社会教育において生まれることが期待されている。実際に、少子高齢化への対応に積極的に取り組む地方公共団体においては、地域の核となる学校教育と社会教育との連携により、世代を超えた地域のつながりづくりや次世代の育成が進められている。また、地域課題の解決に向けて地域住民の話し合いが公民館等を中心に進められたり、地域の社会的包摂の実現に向けた住民支援のために、職員が社会教育の素養を身に付けるための研修を実施するなどの取組を行ったりしている地方公共団体もある。さらに、気候変動等に伴う自然災害の頻発・激甚化や、それを踏まえた防災・減災事業への対応等の人命に直結する課題の対応においても、社会教育を基盤とした住民自治の強化が求められるなど、**福祉・防災・農山漁村振興等様々な分野において、国民の生活基盤である「地域コミュニティ」に着目した施策が各行政分野において展開され、これらの取組と社会教育との連携の重要性が指摘されている。**

また、**社会教育の担い手についても、従来から中心的な担い手であった社会教育施設、社会教育関係団体やNPOにとどまらず、首長部局や民間企業に広がるなど、多様化している。**首長部局等では、様々な分野で社会教育活動を通じて地域社会との関係を深めたりしようとする取組が増え、地方公共団体の長が、社会教育士は地域コミュニティにとっても有益な人材であると考え、職員に社会教育士の称号を取得するよう推奨している例もある。また、民間企業そのものの価値も、社会貢献や従業員の働きがいなど、これまでの営利に基づく経済的価値のみならず社会的価値創造の面からも評価されるようになっており、民間企業が社会教育実践の一翼を担う担い手として現れ始めている。例えば、主たる事業が教育関連ではない民間企業が公民館等で子供の体験活動等の社会教育を実施するなど、CSRに携わる中で社会教育人材の必要性を認識し、従業員が社会教育士の称号を取得することが有益であるといった声が聞かれている。

(略)

このように**社会教育の裾野が拡大する中、社会教育は地域コミュニティにおける学びを基盤とした自律的・持続的な活動の促進に資するものであり、社会教育人材が果たし得る役割は大きい。**

以上のように、社会教育とその実践の担い手である社会教育人材の重要性は、従来の社会教育分野にとどまらず、社会の様々な行政分野において認知され、かつ社会教育との連携が模索されている。一方、社会教育法上、都道府県及び市町村に必置と規定されている社会教育主事の配置率は、都道府県約9割、市約4割、町村等約3割となっており、その機能を十分に果たし得る状況にはなく、こうした実態を早急に改善する必要がある。

社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現によって社会教育の振興を図っていくためには、社会教育に対する興味・関心や期待を持っている人々のニーズに着実に応え、より多くの人々が社会教育活動に当事者として参画し、学び教え合う状況を創出するとともに、社会教育に対する社会的な認知をさらに高めていく必要がある。その実現のためには、**学びを基盤とした社会教育活動をオーガナイズできる社会教育人材の質的な向上・量的な拡大を図ることが極めて重要**である。

○ 社会教育人材を中核とした目指すべき社会教育の在り方



文部科学省

社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)(令和6年6月中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会)(抜粋)(続き)

4. 社会教育人材の活躍促進について

(4) 社会教育人材の活躍促進に係る具体的な改善方策

エ. 社会教育人材のネットワーク化

(略)ネットワークの試行を通じた社会教育主事や社会教育士の意見等を踏まえると、**全国規模のネットワークや都道府県・市町村等の地域単位のネットワークに加え、講習・養成課程を実施・開設している大学等の担当教員や修了者の発意による自発的な「同窓会型」ネットワーク、さらには参加者の関心事項に基づく交流など、機能に応じて複層的に構築することが重要**である。

ネットワーク構築の目的としては、以下のような機能を果たすことが想定される。

- ・ 研修情報など、社会教育士等が継続して学べる機会に関する有用な情報が提供されること、
- ・ 行政機関の施策や社会教育士等が主催する事業の実施に当たり協力を求めることができること、
- ・ 一定の地域内で社会教育士等が緩やかにつながることができ、地域ごとに関心のある社会教育士等が集まり、具体の対応事例の共有など経験交流ができること、
- ・ イベント開催や個別相談への対応に際して、協力を依頼できること、
- ・ 地域を超えて社会教育士が緩やかにつながることができ、トピックごとに関心のある社会教育士等が集まり、具体の対応事例の共有など経験交流ができること

また、個々の機能に対応して最適なネットワークは異なることから、複層的なネットワークの構築が望ましい。具体的には、

- ・ **全国規模のネットワーク**は、**国が中心となり、都道府県・指定都市の社会教育主事との業務上の連携を強化するために、地域においてネットワーク化の主導的な立場を果たすことが期待される社会教育主事が集まる場の充実を図るとともに、持続的な社会教育主事ネットワークの確立に向けた課題について整理・検討を行う。**

また、この全国規模のネットワークにおいては、国で行う社会教育人材への研修情報の提供や、各地域における好事例の共有、講義中心の研修だけでなく参加者同士が自発的にネットワークを形成する機会の提供など、社会教育人材の資質の向上に向けた機会を提供する。さらには、全国的な取組に関する相談や協力依頼、他の全国組織と連携する際の窓口としての連絡調整等を行うことが考えられる。(略)

- ・ **都道府県・市区町村等の地域単位のネットワーク**については、講習・養成課程、地方公共団体が行う社会教育に関する研修などの機会を活用し、**地方公共団体の社会教育主事が、域内の社会教育士に関する情報を把握し、地域における幅広い社会教育人材(教員養成課程の学生やその他の社会教育に携わる関係者を含む。)に広く参加を呼びかけることにより日常的なつながりの構築に努め、専門的・技術的な助言と指導による活動支援を進めるために有用な取組として、各地域がそれぞれの実情に応じてネットワークの運営に取り組み、域内での研修や交流を行うことが望ましい。**さらに、地域における環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくりなど社会教育行政以外の分野も含めたネットワークや地方公共団体の社会教育主事のOB・OGなどセカンドキャリアも意識したネットワークとすることにより、多岐にわたる行政機関の施策や社会教育士等が関連する事業への協力、相談依頼等を行うことが考えられる。一方、地方公共団体ごとにネットワーク化の進展に差が生じてしまうことから、各地方公共団体におけるネットワークの構築や活用の実践事例の収集・共有を含め、必要に応じて、国が必要な情報提供、相談のサポートを行うことが望ましい。

- ・ 「同窓会型」(同じ講習・養成課程の修了者)のネットワークについては、(略)持続可能なネットワークとなるためには、他のネットワークと連携することが求められるほか、国や都道府県、市町村には、同窓会型ネットワークからの相談体制を整えるなどサポートすることも期待される。

○ 社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化



社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)(令和6年6月中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会)(抜粋)

2. 社会教育人材を取り巻く状況と社会教育人材が果たす役割への期待

(2) 社会教育主事・社会教育士の役割・期待

社会教育主事は、教育委員会事務局に専門職として任用される役職であり、実態としては、地方公共団体の事務職員や教員などで任用が見込まれる者が、社会教育主事講習を受講し任用されることが多い。その職務は、**社会教育法第9条の3第1項で「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」とされるほか、同条第2項で「学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる」とされている。**また、そのほかにも、「審議の整理」において、「地域の学習課題やニーズの把握・分析、地域の社会教育計画の立案やそれに基づいた学習プログラムの立案、地域人材の育成、地域人材の把握、学校教育と社会教育との連携の推進、相談など、社会教育主事の職務が非常に広範多岐にわたっている」と整理されているとおり、**地域の社会教育に関する計画・事業・研修等の企画・立案・実施など、社会教育行政の中核を担っている。**実態としても、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが実施した調査によれば、教育委員会の社会教育主管課長が社会教育主事に期待する主な役割は、学校教育と社会教育の連携推進、地域の学習課題やニーズの把握、社会教育指導者への指導助言、地域の教育資源や人材の把握などが挙げられている。

その上で、平成30年答申や社会教育の裾野が拡大している現状を踏まえると、**社会教育主事は、社会教育が地域コミュニティを支える社会基盤としての役割を果たせるよう、学校教育(行政)をはじめ、首長部局が担う環境、福祉、防災、農山漁村振興、まちづくり等の地域コミュニティに関する多様な分野と社会教育(行政)を、地域の自主的活動等を含めつなぎ、地域全体を俯瞰した連携・調整を図ること等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引する役割を担うことが期待されている。**すなわち、**社会教育主事は、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育(行政)をつなぎ牽引する、いわば「地域全体の学びのオーガナイザー」として、地域の社会教育振興の中核を担う**ことが求められている。

一方、**社会教育士は、講習・養成課程における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習・養成課程の修了者に対して付与される称号**である。そして、その実践的な能力は、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設を中心とした従来の社会教育分野における職務やそれらを主たる活動として実践に携わる人々にとって有用なものであることはもとより、学校教育や首長部局、NPO、民間企業等が担う幅広い分野において、関連する業務や地域活動等を行う際に役立つものと考えられる。このため、**社会教育士は、まさに現場レベルの活動において、各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加えるような工夫やコーディネートを行ったり、また社会教育の手法を用いて、人々の活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする、いわば「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」としての活躍が期待**されている。

各地方公共団体における社会教育に関する組織体制は、施設や役職の名称を含めて多様であり、社会教育主事の配置の有無と地域における社会教育の取組の活発さが必ずしも単純に比例するわけではない。しかし、**社会教育の裾野が拡大する中、社会教育の分野や担い手が多様化し、今後も広がっていくことを想定すれば、地域における社会教育全体を俯瞰し、その調整を職務として担う社会教育主事の役割は重要性を増している。**このため、**社会教育主事の配置により、地域における社会教育やその関連分野の実践をつなげることで、各取組の充実に相乗効果が生まれるような体制を各教育委員会において整備することが望まれる。**

その際、社会教育士といっても職務上で各分野の専門性を活かす者だけでなく、地域活動等の場面で活躍する者も多くなることも踏まえ、地域の社会教育人材が各分野の専門性と相互のつながりを活かして活躍することができるよう、**社会教育行政の専門職である社会教育主事が、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割を担うことが今後ますます重要**となる。

社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について(最終まとめ)(令和6年6月中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会)(抜粋)

3. 社会教育人材の養成について

(2) 社会教育人材の養成の在り方

社会教育主事の資格要件は、社会教育主事となる上で最低限必要な学習内容で構成されている講習・養成課程の修了に加えて、原則、社会教育主事補や教育に関する職などの一定の実務経験が求められる。また、社会教育主事として任用された後も、実務経験や研修等によって、必要な知見を適切に補完し、総合的な資質の向上を図ることが期待される。

こうしたことを踏まえれば、**講習・養成課程の修了は、社会教育主事への任用を見据えた、社会教育人材のエントリー条件であり、ここでは社会教育に関する基本的な理解を含め、様々な実務経験を積むに当たって重要となる基本的な能力・知見等を身に付けることに比重を置くことを基本とすることが適当である。**その上で、**社会教育主事に任用するに当たっては、社会教育士としての多様な実務経験や、教育行政職員たる社会教育主事として必要となる研修により、能力を高めたり、知見を深めたりできるように保障すること、つまり講習・養成課程とその後の研修等による段階的な人材養成を経て、社会教育主事として任用していくことが望ましい方向性の一つだと考えられる。**なお、社会教育主事の任用に当たっては、社会教育主事講習を受講するまでの実務経験等も考慮する必要があることから、その具体的な在り方については各地方公共団体が地域の実情等に応じて判断するものである。

このように、講習・養成課程は、社会教育主事となる者が基本的な能力・知見等を身に付けるものであるとともに、そこで学んだ内容を基礎として地域の多様な場面・活動における活躍が期待される社会教育士を輩出するものであることから、社会教育人材として必須の共通の内容を踏まえた上で、地域や受講者の様々なニーズに応じられるよう、各教育機関の創意・工夫により、特色ある多様な内容が提供されることが望まれる。

社会教育人材の養成に向けて、講習実施機関・養成課程開設大学が担う役割は大きく、これまでも各教育機関において教育内容の改善・充実が図られてきており、こうした取組が引き続き重要であることは言うまでもない。また、地域の社会教育人材の養成を担う観点から、講習・養成課程を実施・開設する大学等は、地方公共団体と密に連携していく必要がある。

- 加えて、今後、様々な分野の多様な人材が講習・養成課程を修了することで社会教育人材の裾野が広がることを踏まえれば、例えば、
- ・講習・養成課程の受講により社会教育の素養を身に付けた後に、職務あるいは地域活動等に従事することで実践経験を積む機会を十分に確保できるようにすること
 - ・社会教育の裾野の広がりによる多様な社会教育人材との繋がりを通じて、自主的にあるいは相互に学べるような機会を得られるようにすること
 - ・それぞれの属性や興味関心を踏まえ、様々なニーズに応じた多様な研修機会をデジタル技術も活用するなどして提供すること

などの取組を充実することが重要である。講習・養成課程の修了後においても、多様な研修機会等の確保や社会教育人材ネットワークの活用を通じて社会教育人材の資質の向上を図り、その活躍を促進していくことが必要である。

(3) 社会教育人材の養成に係る具体的な改善方策

社会教育法第9条の5において、**社会教育主事講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行うこととされており、現在は国や大学のほか、地方公共団体の生涯学習推進センターが実施している。**今後、社会教育の裾野の拡大に対応するためには、**社会教育人材の養成により多くの教育機関が参画する(中略)ことにより必要な社会教育人材の養成・確保を図ることが必要である。**